法第三十五条第五項第一号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定加入者調整率を乗じて得た額	
（略）	
（削る）	
（削る）	
（略）	
（略）	
第三条の三第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数	一未満の端数を四捨五入する
第八条の三第一項各号列記以外の部分に規定する加入者見込数	
（略）	（略）
第八条の二第一項に規定する算定政令第一条の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	少数点以下第八位未満を四捨五入する
第八条の二第三項に規定する算定政令第一条の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	
（略）	
（削る）	
（削る）	

（公示）

第四十七条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　（略）

一の二　第三条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

二　（略）

法第三十五条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る確定後期高齢者支援金に係る確定調整対象基準額	
（略）	
法第百二十条第一項第一号イに規定する標準報酬総額の見込額	
法第百二十一条第一項第一号イに規定する標準報酬総額	
（略）	
（略）	
第八条第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数	一未満の端数を四捨五入する
第十九条第二項各号列記以外の部分に規定する加入者見込数	
（略）	（略）
（新設）	少数点以下第八位未満を四捨五入する
（略）	
第三十八条の六第一項に規定する算定政令第二十五条の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	
（新設）	
第三十八条の六第三項に規定する算定政令第二十五条の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	

（公示）

第四十七条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　（略）

（新設）

二　（略）